

公益財団法人黒潮生物研究所 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人黒潮生物研究所（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類および募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
 - 3 この法人は、常時寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途)

第3条 一般寄附金は、その半額以上を定款第4条の公益目的事業に、残額を管理費に使用するものとする。但し、管理費に使用すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときには、公益目的事業に使用することを可とする。

- 2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3 特定寄附金は、全額を寄附者の特定した使途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第5条 特定寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領及び取り扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

- 2 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄

附により、特別の利益を受ける場合

- (2) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

- 2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人黒潮生物研究所の設立の登記の日から施行する。